

独立行政法人大学入試センター情報セキュリティ基本方針

平成 22 年 3 月 25 日

独立行政法人大学入試センター

第1 情報システムの目的

独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）情報システムは、独立行政法人大学入試センター法(平成 11 年法律第 166 号。)第 3 条に定めるセンターの目的を実現するため、センターの業務及び運営の基盤として整備され、運用されるものである。

第2 基本方針

センター情報システムは、次の各号に掲げる事項を基本方針とし、別に定める情報システムセキュリティ規則（以下「規則」という。）により、安全性をもって安定的かつ効率的に運用されなければならない。

- 一 センターの情報セキュリティに対する侵害の阻止
- 二 センター内外の情報セキュリティを損ねる行為の阻止
- 三 センター保有の情報資産の重要度による分類及び管理
- 四 情報セキュリティに関する情報の取得及び教育支援
- 五 情報セキュリティ対策の評価及び更新

第3 利用者の義務

センター情報システムを利用する者及び運用に携わる者は、本方針及び規則並びに別に定める実施基準を遵守しなければならない。